

發送 番號	第	號	大正	年	月	日	判決
			大正	年	月	日	日
淨寫校							合

大正九年三月十五日

外國教師 ノフスキー 嘱託繼續 (乃)

義之付稟申

議案 附紙

小樽高等商業學校

案

担任学科 露國人 ニコライ、アレクサンドロウチ、ネフスキイ

右者露年五月經向、上本年三月ニテ露語
 教師嘱託初年其間更換業担任、都合、依り
 更に其四月一日より大正十年三月亦一りニテ滿一
 今年嘱託繼續不為、乃以洋可也
 此及及稟申也
 追分俸給、其年交、於之為之該教師一名
 備聘、乃以之變時局、為當分備入、是已
 之之付當該俸給、乃以之充用、乃交後也

有之

年月日

校長

文部大臣宛

小樽高等商業學校

文 部 省

文部省 樽秘一三號

小樽高等商業學校長

本年三月十六日付秘第一五號 伺ニコライ
アレクサンドロヴィチ、ネフスキイ 囑託繼續ノ
件 許可ス

大正九年三月三十日

文部大臣中 橋徳五郎

橋徳五郎 印

發送
番號

第

號

大正
年 月

日 月 日
日 月 日

淨寫校

合

大正九年三月廿一日



銘件

不ノスキイ嘱託繼續辭令ノ件

案

議案罫紙

小樽高等商業學校

嘱託
満呼

ニコライ、アレクサンドロヴィチ、ネノスキイ

本年三月嘱託満期、変更ニ付正十年

三月廿一日と嘱託ス

月俸六百五拾圓給与

外ニ臨時手割金百五拾圓給與

辛三月廿一日

学 校

↑

發送 番號	第
號	號
大正 九年 六月 十八日	大正 九年 一月 二十二日 撥濟
日判決	淨寫校 合

大正九年六月十八日

銘件

外國教師囑託ノ義開申

案

議案野紙

小樽高等商業學校

囑託ニコライ、アレクサンドロウチ、ネフスキイ

曰 ケイト、バダレイ

右者曩々同一通去ル三月三十一日付ヲ以テ
溝師囑託繼續即ハ寫ル以テ其間申出ル也

辛月日

校長

文部大臣宛